



栃木県公報

平成26年
3月31日(月)
号外
第36号

目次

規 則

- 栃木県県税条例施行規則の一部改正..... 1
- 技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）..... 4

規 則

栃木県規則第三十一号

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則（平成十七年栃木県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第七十四号中

地方税法第73条 の27の2第1項	被収用 不動産	所在及び地番	構造、 用途	地 積 (床面積)	被収用(譲渡) 年 月 日
地方税法第73条 の27の3第1項	譲渡担保財産 設定年月日	譲渡担保財産 移転年月日	譲 渡 担 保 財 産 設 定 者 の 住 所 及 び 氏 名 (名 称)		
地方税法第73条 の27の4第1項	譲 渡 年 月 日	譲 受 け 予 定 者 等 の 住 所 及 び 氏 名 (名 称)			
地方税法第73条 の27の5第1項	売渡し等年月日	売 渡 し 等 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 (名 称)			
地方税法第73条 の27の6第1項	譲 渡 年 月 日	譲 渡 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 (名 称)			

※

--	--	--

地方税法第73条 の27の2第1項	耐震改修 完了年月日	耐震基準適合 証明年月日	居住開始年月日		
地方税法第73条 の27の3第1項	被収用 不動産	所在及び地番	構造、 用途	地積 (床面積)	被収用(譲渡) 年月日
地方税法第73条 の27の4第1項	譲渡担保財産 設定年月日	譲渡担保財産 移転年月日	譲渡担保財産設定者の住所 及び氏名(名称)		
地方税法第73条 の27の5第1項	譲渡年月日	譲受け予定者等の住所 及び氏名(名称)			
地方税法第73条 の27の6第1項	売渡し等年月日	売渡し等を受けた者の住所 及び氏名(名称)			
地方税法第73条 の27の7第1項	譲渡年月日	譲渡を受けた者の住所 及び氏名(名称)			

に改め

る。

別記様式線ヤ十五申申

地方税法第73条 の27の2第2項	被収用 不動産	所在及び地番	構造、 用途	地積 (床面積)	被収用(譲渡) 予定年月日
地方税法第73条	譲渡担保財産 設定年月日	譲渡担保財産 移転予定年月日	譲渡担保財産設定者の住所 及び氏名(名称)		

の27の3第2項			
地方税法第73条 の27の4第2項	譲渡予定年月日	譲受け予定者等の住所 及び氏名(名称)	
地方税法第73条 の27の5第2項	売渡し等 予定年月日	売渡し等を受ける者の住所 及び氏名(名称)	
地方税法第73条 の27の6第2項	譲渡予定年月日	譲渡を受ける者の住所 及び氏名(名称)	

セ

地方税法第73条 の27の2第2項	耐震改修完了予定年月日		居住開始予定年月日		
地方税法第73条 の27の3第2項	被収用 不動産	所在及び地番	構造、 用途	地積 (床面積)	被収用(譲渡) 予定年月日
地方税法第73条 の27の4第2項	譲渡担保財産 設定年月日	譲渡担保財産 移転予定年月日	譲渡担保財産設定者の住所 及び氏名(名称)		
地方税法第73条 の27の5第2項	譲渡予定年月日	譲受け予定者等の住所 及び氏名(名称)			
地方税法第73条 の27の6第2項	売渡し等 予定年月日	売渡し等を受ける者の住所 及び氏名(名称)			

ニ改ル

地方税法第73条 の27の7第2項	譲渡予定年月日	譲 渡 を 受 け る 者 の 住 所 及 び 氏 名 (名 称)

る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の栃木県県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(税 務 課)

調 達 等 公 告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公示する。

平成26年 3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

1 業務概要

(1) 業務名

次期公有財産管理システム開発業務

(2) 業務内容

システムの設計、開発、設置及び付随する業務（データの移行、ハードウェア及びOS等の調達仕様書作成、マニュアルの作成、職員研修の計画作成及び実施等）

(3) 履行期限

平成27年 9月30日

(4) 提案上限額

72,416,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、年度別の上限額は次のとおりとする。

ア 平成26年度 43,334,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 平成27年度 29,082,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 履行場所

県が別途指定する場所

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 参加表明書の提出者に要求される資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

ウ 平成26年3月31日から同年6月4日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

エ 都道府県又は政令市を対象とした同種又は類似のシステムを開発した実績があること。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

会社の経営状況

(3) 技術提案書の提出者を特定するための評価基準

ア 同種又は類似業務の実績

イ 技術者の業務経験等

- ウ 本業務の実施体制等
- エ 技術提案及び実装方法等
- オ 開発費用及びライフサイクルコスト
- カ 技術提案書に係るプレゼンテーション

3 手続等

(1) 担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田一丁目1番20号

栃木県経営管理部管財課財産活用推進室

電話 028-623-2077 FAX 028-623-2088 電子メール kanzai@pref.tochigi.lg.jp

(2) 説明書等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成26年3月31日から同年4月21日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)の場所において交付する。

(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、説明書等に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

平成26年4月21日午後4時（郵送による提出の場合は、同時刻までに必着とする。）

(4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

技術提案書の提出者は、説明書等に基づき技術提案書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

平成26年6月4日午後4時（郵送による提出の場合は、同時刻までに必着とする。）

4 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 契約書の作成を要する。
- (3) 詳細は、説明書等による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Developing of the Tochigi Prefectural Public Property Management System
- (2) Time limit to express interests : 4:00 P.M. April 21, 2014
- (3) Time limit for the submission of proposals : 4:00 P.M. June 4, 2014
- (4) Information is available at:
Property Utilization Section,
Property Management Division,
Department of Administration and Management,
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL. 028-623-2077

(管財課)